

専門委員会設置規程

昭和42年6月16日	制定
昭和42年5月18日	から適用
昭和44年5月21日	一部改正
昭和45年6月12日	〃
昭和46年8月6日	〃
昭和48年5月31日	〃
昭和52年5月27日	〃
昭和54年5月29日	〃
昭和55年6月4日	〃
昭和56年5月21日	〃
昭和57年5月20日	〃
昭和58年6月10日	〃
昭和60年5月31日	〃
昭和61年5月30日	〃
昭和62年5月29日	〃
平成元年6月13日	〃
平成6年2月2日	〃
平成14年5月31日	〃
平成17年6月16日	〃
平成21年3月11日	〃
平成25年6月21日	〃

第1条 定款第41条の専門委員会を次のとおり設ける。

(1) 企画に関する委員会

(イ) 企画委員会

本会の事業及び運営に関する企画立案

(ロ) 技術運営委員会

本会の事業のうち、調査・研究・設計に関する基本方針の確立及び技術に関する企画立案

(ハ) 表彰委員会

港湾荷役機械及び港湾工事用機械に関する発展並びに本会の運営等に功績のあった会員の表彰についての審査

- (2) 広報・調査部門の委員会
 - (イ) 機関誌編集委員会
機関誌「港湾荷役」の発行
 - (ロ) 外国文献摘録委員会
港湾荷役に関する外国文献の摘録・紹介
 - (ハ) 情報企画委員会
本会の事業活動等の情報提供、見学会、講演会等の企画立案
 - (ニ) 港湾荷役情報センター運営委員会
港湾荷役情報センターの運営に関する企画立案
 - (ホ) 港湾荷役機械要覧編集委員会
港湾荷役機械要覧の発行
 - (ヘ) 港湾流通調査委員会
港湾物流全般における荷役の高度化に関する諸情報の収集及び港湾荷役技術の向上
- (3) 研究開発部門の委員会
港湾荷役機械及び港湾工事用機械並びにこれらに関連する施設の研究、開発等を行うときは、次の部会ごとに、委員会を設けて行う。
 - (イ) 第1部会
港湾荷役機械、港湾荷役システムに関する研究、新分野の研究等
 - (ロ) 第2部会
港湾荷役機械に関する設計指針、技術基準に関する調査研究
 - (ハ) 第3部会
港湾荷役機械の製作、検査、運転、メンテナンスに関する調査研究
 - (ニ) 第4部会
港湾荷役機械・荷役施設等の電気技術に関する調査研究
 - (ホ) 第5部会
港湾物流全般における環境、安全に関する調査研究
- (4) 技術相談部門の委員会
港湾荷役機械及び港湾工事用機械並びにこれらに関連する施設の調査、設計等に関し、港湾管理者その他より委託を受けた場合、必要に応じ委員会を設けてこれを処理する。

第2条 委員は会員（団体の場合はその推薦する者）及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

附 則

本規程の一部改正は、平成21年3月11日から適用する。

〃 平成25年6月21日 〃